

第 39 回 労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事次第

令和 3 年 7 月 15 日（木）10:00～12:00

於：厚生労働省職業安定局第 1 会議室
及びオンライン

<議題>

- (1) 分科会長の選出、分科会長代理の指名並びに家内労働部会委員及び同一労働同一賃金部会委員の指名について
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行について（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係）

<配付資料>

- | | |
|----------|--|
| 資料 1 - 1 | 労働政策審議会雇用環境・均等分科会委員名簿 |
| 資料 1 - 2 | 雇用環境・均等分科会家内労働部会委員名簿 |
| 資料 1 - 3 | 雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会委員名簿 |
| 資料 1 - 4 | 労働政策審議会令・労働政策審議会雇用環境・均等分科会運営規程（抄） |
| 資料 2 - 1 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（育児・介護休業法関係）の経過について |
| 資料 2 - 2 | 育児・介護休業法の改正に伴う政令で定める施行期日（案） |
| 資料 2 - 3 | 育児・介護休業法の改正を踏まえた主な省令事項①（令和 4 年 4 月 1 日施行）（案） |
| 資料 2 - 4 | 育児・介護休業法の改正を踏まえた主な省令事項②（公布の日から 1 年 6 月以内施行）（案） |
| 資料 2 - 5 | 育児・介護休業法の改正を踏まえた主な指針事項①（令和 4 年 4 月 1 日施行）（案） |
| 資料 2 - 6 | 育児・介護休業法の改正を踏まえた主な指針事項②（公布の日から 1 年 6 月以内施行）（案） |
| 参考資料 1 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要 |
| 参考資料 2 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附帯決議（参議院厚生労働委員会） |
| 参考資料 3 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附帯決議（衆議院厚生労働委員会） |
| 参考資料 4 | 「男性の育児休業取得促進策等について（建議）」 |
| 参考資料 5 | 改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の条文抜粋 |
| 参考資料 6 | 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（抄） |